

## <MJS 判例研究会レジュメ>

### 住友信託銀行事件判決における所得税法161条6号の利子の範囲

中央大学教授 大淵博義

#### 1. 事案の概要

原告・住友信託銀行は子会社の米国住友信託銀行を代理人として、外国法人である各取引先との間で平成11年12月から平成13年6月まで行った米国債又はドイツ国債の売買及び再売買取引〔一般に「Repurchase Transaction」と呼ばれる取引（以下「レポ取引」という。）〕において、各取引先から受け入れた金額と交付した金額との差額につき、同各取引先に対して支払った同差額が所得税法161条6号の「国内において業務を行なう者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当するので、原告には当該差額について源泉徴収による所得税の各納税告知処分及び各不納付加算税賦課決定処分が行われたことが争われたものである。

（注）レポ取引とは、有価証券取引の一類型であり、一般的には、当初売買する有価証券と同種・同量の有価証券を将来一定価格で再売買するとの条件の下で、当該有価証券を売買し、その後当該有価証券と同種・同量の有価証券を当該一定価格で再売買する取引をいう。

レポ取引の対象となる有価証券（以下「対象債券」という。）を必要とする買主（売買時の買主であり再売買時の売主となる。以下、単に「買主」という。）は、潜在的な複数の売主に対し、対象債券の保有状況、再売買価格等を問い合わせて売主を見つけ、又は、対象債券の売主（売買時の売主であり再売買時の買主となる。以下、単に「売主」という。）は、潜在的な複数の買主を見つける。こうして見つかった売主及び買主は、あらかじめ、次のような点につき合意をする。まず、買主は売主に対し、当初行う売買（以下「スタート取引」という。）日において、対象債券の同日の相場額に応じた価格（以下「譲渡価格」という。）で対象債券を譲渡することを定める。さらに、再売買（以下「エンド取引」という。）の日又は要求があったときにおいて、対象債券と同種・同量の債券を、譲渡価格に一定の率（以下「レポレート」という。）を乗じて決定された価格（以下「再譲渡価格」という。この再譲渡価格と譲渡価格の差額を「レポ差額」という。）で譲渡することを定める。

#### 2. 判決要旨（東京地裁2007.4.17判決）

**争点** 本件各レポ差額が所得税法161条6号の「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当するか否か。

(1)法令において用いられた用語がいかなる意味を有するかを判断するに当たっては、まず、当該法文自体及び関係法令全体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを検討することが必要である。その上で、なお用語の意味を明確に解釈できない場合には、立法の目的、経緯、法を適用した結果の公平性、相当性等の実質的な事情を検討の上、その用語の意味

を解釈するのが相当である。

(2) 本件において問題となるのは、あくまでも所得税法161条6号にいう「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の意義についてであるといえる。被告らは、貸付金(これに準ずるものを含む。)は、いわゆる固有概念であるから、その意義は、私法上の性質に左右されることなく、租税法規の趣旨・目的に照らし、その経済的実質に着目してその意義を租税法独自の見地から解釈しなければならないとして、「貸付金(これに準ずるものを含む。)」とは、債務者に対して信用を供与する目的で弁済期日まで一定期間が設けられた金銭債権であり、その金銭債権から果実(利子ないし利息)が発生し得る元本債権をいうと主張する。

他方、原告は、所得税法161条6号「貸付金」が、私法上の貸付金という概念を租税法に借用した概念であって、金銭消費貸借契約に基づく貸金を指すとし、「貸付金(これに準ずるものを含む。)」とは、金銭消費貸借の対象金銭(若しくはその前提となる債権)又は準消費貸借など金銭消費貸借と同様若しくは類似の法律関係の目的である金銭(若しくはその前提となる債権)に限られる旨主張する。

(3) 税法の解釈において使用される用語の用法が通常用語の用法に反する場合、当該税法が客観性を失うことになるため、納税者の予測可能性を害し、また、法的安定性をも害することになることからすれば、税法中に用いられた用語が法文上明確に定義されておらず、他の特定の法律からの借用した概念であるともいえない場合であっても、その用語は、特段の事情がない限り、言葉の通常用法に従って解釈されるべきである。

所得税法161条6号は、「貸付金(これに準ずるものを含む。)」と規定しているところ、その法文からすれば、貸付金として一般的に理解されている概念に、更に「これに準ずるものを含む。」と貸付金以外のものを付け加えた概念をもって「貸付金(これに準ずるものを含む。)」と規定している。したがって、同条における「貸付金(これに準ずるものを含む。)」は、一般的に理解されている貸付金という概念に加えて、一般的には貸付金そのものとは理解されていないがこれに準ずるものという限度において広がりをもつものが含まれるという趣旨で規定されたものといわざるを得ない。

(4) 所得税基本通達161-16は、所得税法161条6号の「これに準ずるもの」につき、「(3) 売買、請負、委任の対価又は物若しくは権利の貸付け若しくは使用の対価に係る延払債権」、「(4)(3) に定める対価に代わる性質を有する損害賠償金等に係る延払債権」を挙げているところ、延払債権とは延払の合意が付された債権であり、このような合意は代金支払時期の条件又は期限を定める附款にすぎないことからすれば、当該附款の存在によって売買、請負若しくは委任の対価又は損害賠償金としての性質が失われるとはいえず、同通達は、「貸付金(これに準ずるものを含む。)」について、消費貸借契約以外の典型契約に基づいて発生した債権ではあるものの、消費貸借契約に基づく貸付債権を基本としつつ、その性質、内容等がこれとおおむね同様なし類似の債権を含む前提で定められているとみることができる。そして、通達の規定内容が法規の解釈を羈束するわけではないが、一

つの手懸かりになるということは否定できない。

(5)そこで、所得税法161条6号「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」とは、消費貸借契約に基づく貸付債権を基本としつつ、その性質、内容等がこれとおおむね同様なし類似の債権の利子とすることができる。したがって、付帯する合意いかんでは資産の譲渡や役務の提供の対価として発生する債権に付随して発生した利益をも含むと解する余地があるといえ、その意味で、原因となる法律行為の法形式のみからその適用の有無を判断できるものではない(この点において、原告の主張は採用できない。)が、他方、社会通念上、私法上の消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するか否かが問題となる。その意味において、その法形式等を全く考慮することなく、経済的効果のみに着目して、同条号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」に該当するか否かを判断することもできない(この点において、被告らの主張も採用できない。)というべきである。そうであるとすれば、結局のところ、本件各レポ取引(正確にはこれに基づくエンド取引時における売買代金債権)が所得税法161条6号「貸付金(これに準ずるものを含む。)」に該当するか否かは、本件各レポ取引の法形式及び経済的効果を踏まえ、本件各レポ取引のエンド取引における売買代金債権が、上述したように、消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するか否かによって判断するのが相当であると解する。

#### <本件レポ取引への具体的は当て嵌め>

(1) 本件各レポ取引は、本件各基本契約を使用しているところ、本件各基本契約は、米国人との間ではMRAに、英国法人との間ではGMRAに依拠しており、その処分証書たる契約書の条項においても売買及び再売買という法形式による契約類型を選択し採用することが明確に規定されているといえる。

(2) この点、被告らは、本件各レポ取引には、 マージン・コール条項が定められており、買主が対象債券の価格変動によるリスクを負わず、エンド取引において再譲渡価格を確実に取得できること、 収入金支払条項により売主に対象債券に生じた収入金を受領する権利が留保されており、買主に対象債券の完全な所有権が移転していないこと、 担保権条項において、担保権付貸付けと評価された場合、売主は、対象債券及びその収入金をエンド取引における義務のために担保権を設定したものとみなすとされており、本件各レポ取引の本質が対象証券を担保とする与信行為であることを示していること、 一括清算条項により、一方当事者に債務不履行のリスクが生じた場合にはすべての契約を一括して清算できるとされ、当事者の信用リスクを最小限に抑えることができるようになっており、 単一契約条項が定められ、相互に約因として約定され、レポ取引が単一の取引上及び契約上の関係を構成するものとし、スタート取引とエンド取引とが一体のものとして評価されるべきであることからすれば、エンド取引に係る売買代金債権のうちスタート取引の譲渡価格相当額の部分が信用供与の対価としての利子を生じさせる元本債権に当たるとい

べきであることから、本件各レポ取引が、買主から原告に対して一定期間信用を供与する取引であると主張する。確かに、レポ取引に参加する売主は、一般にレポ取引を資金調達と比較的簡単な方法として利用しようとするものであり、特に、証券会社にとってレポ取引は、証券備蓄を利用して、低廉な金融費用で、かつ、少ない危険で融資を受けることができるのであるとともに、買主にとってもレポ取引は、比較的安全な貸付形態の一つとして、特に短期運用で利益を得られる点で余剰資金を持つ者にとっての効果的な運用方法の一つとなっており、被告らの主張する本件各基本契約の各条項は、上記レポ取引の金融的な特長を活かすために整備されたものである。

しかしながら、被告らの指摘する上記各条項を踏まえても、本件各レポ取引が売買及び再売買を本質とするものであると解するのが相当である。すなわち、まず、マージン・コール条項)についてみると、同条項は、両当事者がエンド取引の不履行による損害を被らないために、エンド取引における対象債券と再譲渡価格の対価的均衡を維持し、もってエンド取引の履行を確保するための担保的条項にすぎないとみることができる。次に、収入金支払条項は、対象証券の所持人に対して収入金が支払われた場合において、レポ取引の買主が、その収入金を受領したか否かに関係なく売主に対して当該収入金相当額を支払うことを定めていることからすれば、同条項の存在と対象債券の所有権の帰属とは切り離されているといわざるを得ない。そして、担保権条項については、同条項が、その文言に照らして、レポ取引がその意図した法的構成により解釈されない場合に備えて設けられた条項であることからすれば、同条項を根拠としてレポ取引自体の法的性質に影響を与えるものではない。また、一括清算条項については、当事者の一方の債務不履行によるリスクを最小限に抑えられることになるとしても、当事者間に複数の契約関係がある場合に、リスクを回避するため各契約において債務不履行を原因とする期限の利益の喪失特約を定めることは特段不自然なことはなく、一括清算条項の存在が本件各レポ取引の法的性質を判断する上で重要であるとはいえない。さらに、単一契約条項については、本件各基本契約に基づくレポ取引においては、複数存在する契約関係の一つの不履行が他の契約関係においても影響することを明らかにすることにより、倒産等の場合に、管財人によって複数存在する契約関係の一部のみの履行を迫られることを防止するものであって、スタート取引とエンド取引とを一体の契約として解釈することを意味する条項ではないとみることができる。

(3)また、被告らは、本件各レポ差額がレポレートを譲渡価格に乘じ、スタート取引からエンド取引までの実日数に応じ、1年を360日とする日割計算により求められるものであることから、元本債権である譲渡価格に対して一定の割合であるレポレートにより取引期間に応じて発生する法定果実であって、エンド取引の弁済があるまでの間のスタート取引において提供された譲渡価格相当額の金員の利用可能性の対価、すなわち、レポ取引期間における信用供与の対価としての性質を有すると主張する。確かに、本件各基本契約においては、レポ差額を決定するための年率をレポレートとし、レポ差額の算出方法につき、

レポレートを譲渡価格に乘じ、1年を360日（又は当事者の合意により365日）として日割計算して得られる額をスタート取引の日からエンド取引の日までの期間の実日数について合計した額としている。しかしながら、レポ差額の算出は、エンド取引における再譲渡価格の算出の前提となるものであるところ、将来の一時点であるエンド取引における再譲渡価格を算定するに当たって、現在の市場価格（譲渡価格）を基礎に将来の一時点までの期間に伴う負担と利益を加味した一定の率（レート）を使用して、当該期間に応じて代金額を決定することは、履行期限を将来の一時点とする売買取引において相応の合理性を有するといえる。したがって、本件各レポ取引におけるエンド取引の再譲渡価格がスタート取引の日に合意する契約である以上、その再売買時の代金額の決定（すなわち、エンド取引における再譲渡価格の決定）において、当該合意時点の市場価格に一定のレートや期間という要素を用い、その価格決定方法が契約条項として明確に定められているとしても、そのことから直ちに当該エンド取引における代金債権の本質が売買によるものであることに影響を与えるものではない。

(4)上記ア及びイの本件各基本契約の沿革及び内容からすれば、本件各基本契約は、倒産隔離を果たすため、契約条項において売買及び再売買により構成されることを明確に定めたものであって、他方、金融的取引の側面が存在し、それを示唆するような条項の存在によっても、その法的性質を変容させるまでのものとはいえない。本件各基本契約に基づく本件各レポ取引は、売買・再売買を一つの契約で実行する複合的な性格を有する契約であると解するのが相当である。したがって、本件各レポ取引において、買主がエンド取引において有する再譲渡価格相当額の代金債権は、あくまでエンド取引時において、売主（原告又は米国A銀行）に対して対象債券と同種・同量の債券の移転することと引換えに再譲渡価格相当額の代金の支払を請求する権利を意味するということになる。

そうであるとすれば、本件各レポ取引のエンド取引における売買代金債権が消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するとはいえない。換言すれば、被告らが主張するように、買主は、売主に対し、エンド取引の日までの信用を供与する目的で譲渡価格相当の金員を交付したものであって、これらの契約関係を一体としてみると、エンド取引における再譲渡価格のうち、上記譲渡価格相当額の部分は、その部分から果実が発生し得る債権に当たるので、所得税法161条6号「貸付金（これに準ずるものを含む。）」に該当し、当該レポ差額が「利子」に該当すると解することはできない。

(5)このように、本件各レポ差額は所得税法161条6号「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当するとはいえず、同号に基づく所得に当たらないのであるから、原告が、本件各レポ差額に係る所得について源泉所得税の徴収義務を負わない。

### 3. コメント

#### (1) 「貸付金(これに準ずるものを含む。)」と「貸付金(これと同様の経済的性質を有する金銭の交付を含む。)の利子」に準ずるもの」

○法令用語としての「準ずる」というのは

「あるものと同様又は類似の性質、内容、要件等を有している別のものについて、そのあるものと同じ取扱い、処理をする場合に使用される語」(法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典(第2版)』有斐閣(2000年)698頁)である。

○貸付金に「準ずるもの」とは、金銭消費貸借と同様又は類似の性質、内容のものに限定されることが文理上明らかであるから、法律上、金銭消費貸借とその性質、内容がほぼ類似していると考えられている金銭消費寄託、さらには法律効果として同様である準消費貸借をもつぱら念頭に置いたものと考えられ(宮崎裕子「いわゆるレポ取引の進化と課税」ジュリスト No.1253(2003.10.1)129頁参照)このような法律関係にある取引から生じる金銭債権のみが「貸付金」に「準ずるもの」に該当すると解すべきものである。

○その経済的効果が「貸付金の利子」と同様の性質のものを含むというものではないことに留意

・このような経済的性質が類似するというものを対象とする場合には、「貸付金(これと同様の経済的性質を有する金銭の交付を含む。)の利子」とするか、もっと端的に、「貸付金の利子及び経済的な性質が利子に準ずるものを含む」とすれば足りる。

法人税法施行令138条(借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部損金算入)2項では、「...金銭の貸付け(いずれの名義をもってするかを問わず、これと同様の経済的性質を有する金銭の交付を含む。...)」とされ、経済的利益の享受を借地権設定の対価に加算する趣旨から、広く経済的利益を享受する場合を含むこととされている。

受取配当金の益金不算入の金額の計算上控除される負債利子の範囲について、その負債利子に準ずるものとして、法人税法施行令21条1項では、「その他経済的な性質が利子に準ずるもの...」と規定しているが、かかる規定であれば負債利子を広く捉えることができる。

○所得税基本通達161-16では、所得税法161条6号の「これに準ずるもの」に該当する次のものを列挙している。

勤務先に対する預け金で預貯金に該当しないもの  
取引先等に対する保証金、預け金

売買、請負、委任の対価又は物若しくは権利の貸付け若しくは使用の対価に係る延払債権

に定める対価に代わる性質を有する損害賠償金等に係る延払債権

このような通達の規定による国税当局の行政解釈は、及びの「預け金」は、消費寄託による債権であり、及びの売買等の対価又は損害賠償債権等の「延払債権」とは、対価等の支払を引渡日又はそれに近接した時期に行うのではなく、その支払時期を将来に延ばして支払うという合意による金銭債権であり、しかして、それは、一般には準消費貸借であり、又はこれに該当しないとしても、これと類似した当事者の合意による利息相当額の支払いが派生する債権であるということになる。

同通達がここで列挙する金銭債権について発生した金銭の利用の対価は、「保証金の利息」、「預け金の利子」、「延払債権の利息」というように、いずれも「利子」又は「利息」という用語が使用されるものであり、そこにこそ、所得税法 161 条 6 号が貸付金とこれに準ずるものの利子として、その源泉徴収の対象とされる「利子」の範囲を限定して定義しているということである。

そして、かかる利子又は利息をもたらす消費寄託及び準消費貸借とは、まさに「貸付金」を生ずべき消費貸借とその法律関係において類似するものであり、そのような法律関係から生じる金銭債権が「貸付金(これに準ずるものを含む。)」として、通達に列挙されているということである。

このように、同通達では、利子を生ずべき金銭消費貸借類似の法律関係を生ずるに足る取引や事実を列挙しているに留まり、経済的効果又は性質が金融取引であるとか、また、利子と同様の経済的性質を有する金銭の授受について広く包括的に規定しているものではないことに鑑みれば、国税当局自体の解釈も、本件のような売買契約の法律関係の下で行われる本件レポ取引を「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の利子に該当しないことを明言しているということができる。

○同通達で列挙されている貸付金に「準ずるもの」の債権の性質・内容は、売買と再売買である本件レポ取引とは異なる性格の法形式であるから、もとより本件レポ取引を、ここでの「貸付金に準ずるもの」に含まれると解することができないことは明らかである。仮に、被告らの主張のように、国税当局が、本件レポ取引を「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の範囲に含めるとするのであれば、古く旧現先取引を含めた債券の条件付売買について、同通達に列挙したはずであろう。

したがって、かかる規定のない現行通達に照らせば、国税当局は、古くから、そもそも本件のようなレポ取引にかかる売買と再売買の二つの売買の法形式を貸付金又

はこれと同視される「貸付金に準ずるもの」には含まれないと解釈していたことは、もとより当然のこととして理解されるのである。

## (2)「事実認定の実質主義」と本件レポ取引・レポ差額への適用の可否

以上、「事実認定の実質主義」の適用に関してやや詳細に検証したが、ここでは、「事実認定の実質主義」という観点から、本件レポ取引におけるレポ差額が所得税法 161 条 6 号の「利子」に該当すると認定することが可能かどうかについて、再度、検討を加える。

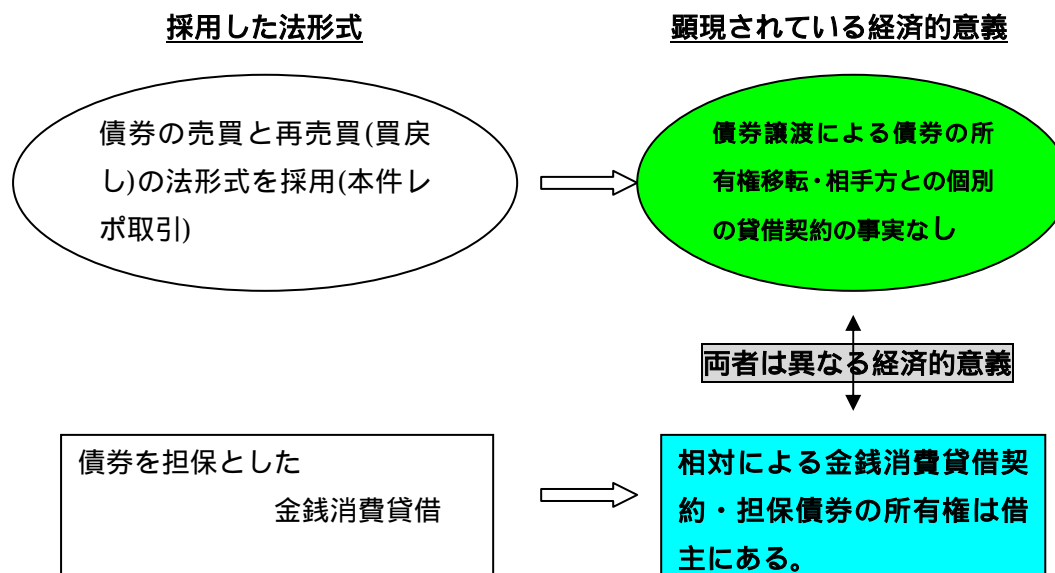
被告の主張の真意は、同条号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)の利子」に該当するという被告の主張の一つの理解として、当初売買代金相当額の交付が(「貸付金」そのものに該当するというのではなく)、経済的実質において「貸付金又はこれに準ずるもの」に該当し、従って、本件レポ差額が所得税法 161 条 6 号の「利子」に当たるとの主張と解することもできる。

この場合には、二つの意味として理解することができる。一つは、本件レポ取引は「貸付金」自体ではないが、「実質的には貸付金」に当たるというものであり、二つには、「実質的に貸付金に準ずるもの」に該当するというものである。

前者から検討しておこう。まず、これまでの検討から明らかなように、「事実認定の実質主義」を適用して、原告が採用した本件レポ取引の法形式、つまり、「債券の売買と再売買」(又は「債券の譲渡と買戻し」)の法形式を「貸付金」と置き換えることができるかという点について見ると、原告が採用した売買と再売買という本件レポ取引の法形式により現実に生じている経済的意義(実質)は、債券の譲渡により債券を引渡しして譲渡代金を取得したというものであり、また、再売買による債券の買戻しの法形式によって、債券を取得して買取代金を支払ったという経済的意義(実質)が発生している。

この債券の売買と再売買という本件レポ取引は、金融の現先市場で不特定多数の者の間で行われている取引であり、正に、現先取引(レポ取引)として金融市場に定着した取引であるし、しかも、貸付金を生じさせる金銭消費貸借が個別の相対契約により決定されるものであるのに対して、本件レポ取引は、買い現先により供給される資金は市場を通じて「売り玉」の出し手に給付されるものであって、市場の一般的な契約条件によって取引され、取引毎に異なる内容の個別の相対契約により貸し・借りの条件が定まるとい法律関係に立つものではない。しかして、貸付金のように取引毎に異なる内容の個別の貸借契約が締結されているものではなく、その経済的実質は「貸付金」とは異なるし、加えて、売主は債券の譲渡により当該債券の所有権を喪失しており、相手方は売買により取得した債券の所有権を取得して自由に売却することもできる。これは債券を担保とする金銭消費貸借契約とは異なる経済的意義(実質)である。

以上の事実関係を図解で示すと次のとおりである



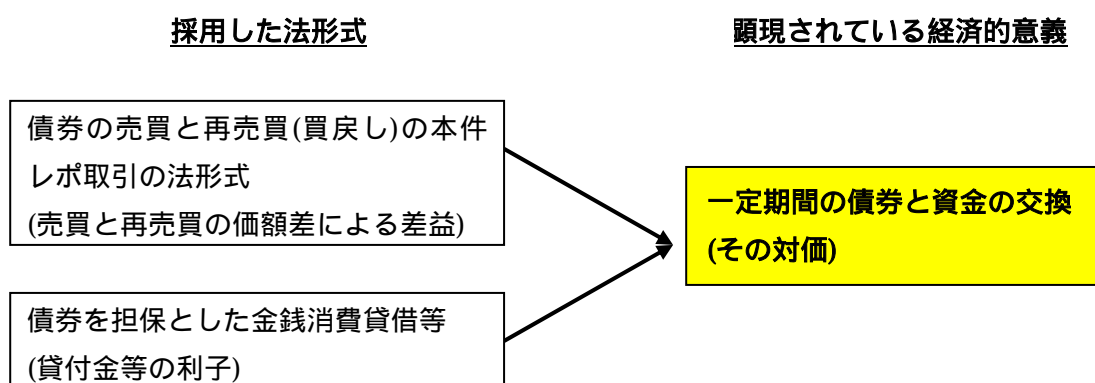
以上のように、本件レポ取引の売買と再売買の法形式により顕現される法的、経済的意義(実質)は、原告の行った売買により、その対象債券の所有権は買主に移転し、再売買により対象債券と同種・同量の債券が原告に戻るというものである。つまり、買主は対象債券の所有権を取得するのであり、債券の所有者としての権能を有しているから当該債券を再譲渡することに障害はない。

一方、債券担保による金銭消費貸借では、担保債券の所有権は借主にあり、また、個別の金銭消費貸借契約により金銭の貸し借りが行われているという法的、経済的意義(実質)が発生している。かかる両者の法的、経済的意義(実質)は異なるものであり、したがって、採用した法形式(売買と再売買)と異なる法的、経済的意義(実質)を生じさせる他の法形式(債券担保による金銭消費貸借)に置き換えることは、別段の定めがない限り、もとより許されないことである。

加えて、「今や債券市場と短期金融市場をつなぐ重要な取引の1つとして確立し、反復継続して多数の市場参加者により行われているレポ取引は、いわゆる現先市場において取引されているものであり、したがって、本件レポ取引の契約条項は一義的に規定されており、その内容に従った現先取引の本件レポ取引は、正に、金融市場における売買と再売買による現先取引であるといえるものである。つまり、このことは、現在のレポ取引は、金融市場において醸成されて進歩、発展した金融的取引であって、しかして、それが金融的色彩を帯有しているということで、本件レポ取引は実質的には金銭消費貸借による貸付金又はこれに準ずるものであるということとはできないということが理解されなければならない。

換言すれば、本件レポ取引は、金融市場で形成された現先取引であり、その経済的意義(実質)が貸付金と同様の経済的効果を有するとしても、これを経済的実質において金銭消費貸借の「貸付金」又は「これに準ずるもの」と認定することができないということである。

ちなみに、本件レポ取引の経済的性質を重視して、本件レポ差額は金融取引による利子と同性質のものとして認定するにしても、次の図解から明らかなように、「事実認定の実質主義」により「貸付金(これに準ずるものを含む。)の利子」と認定することは許されない。



すなわち、本件レポ取引により実現される経済的意義(実質)が、債券を担保とした金銭消費貸借等により実現される経済的意義(実質)と同様であるとしても、正に、それが本件レポ取引によりもたらされる経済的意義(実質)であるから、これを「事実認定の実質主義」により同質の債券を担保とした金銭消費貸借等と認定することは許されない。同様に、本件レポ差額(売買と再売買の価額差による差益)の経済的意義(実質)が、債券を担保とした金銭消費貸借等の利子の経済的意義(実質)と類似のものであるとしても、これを「事実認定の実質主義」により同質の「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」と認定することは許されない。

以上、いずれにしても、「事実認定の実質主義」により、本件レポ取引とそのレポ差額を経済的実質的なおいて所得税法 161 条 6 号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)の利子」に該当すると認定することは許されない。

(了)